

○議長（中西峰雄君）順番16、10番 平林君。

〔10番（平林崇行君）登壇〕

○10番（平林崇行君）ただ今議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

時間のほうも昼の休憩まで40分となりました。私は、皆さんが期待しているのは、12時までには終わることやと。しかし、無理やろうということも考えておりますけども、私の心情は皆さんのご期待にできるだけ沿うように頑張ると。そして、皆さんに喜んでいただけるのが私の心情ですので、答弁する方も簡単明瞭に私の質問に対して答えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

先の衆議院選挙で民主党のほうが政権をとったということですが、やはり世の中が大きく動く、時代が変わる、大きな波ができるときには、やはりその波を受ける大きな人間、強い人間を要求されます。時代はそれを望んでおりますが、今回の民主党にその人材がおるのか、またそういう組織なのかは別といたしまして、今までの本当に動かない何もしない政治から一歩大きく踏み出したということは、私は非常に評価することであり、その大きな国民の皆さまの答えとして、民主党がしっかりとこの日本という国をまた国民の気持ちを活性化していけるように、私もしっかりと応援はしたいと思っております。

この混迷する時代は、多分国民、市民の人もすべてすぐ決定を下すと思っておりますので、4年を待たずに解散ということがないようにそういうふうにしていただきたいけども、そういうこともよしと私は思っておりますので、しっかりと皆さんの意見を聞くようにお願いいたします。

その中で、私が一番橋本市にとって大きな問題としまして、民主党が掲げております地方分権を即時にやる。これは、前の政党で与党でありました自公の方々もおっしゃっていましたが、これが私は一番の大きなこれから橋本市が、民主党が政権をとったときに行われる一番の問題だと思っております。

それに対して、今までは国からこうしなさい、ああしなさい、それを県を伝えてきたのが、これからお金がどこまで来るかわかりません。地方分権もどこまでのパーセンテージで行われるかわかりませんが、やはり橋本市の独自性が本当に必要となります。

私は、その中で一番橋本市でも独自性がなかったのは、やはり教育、福祉。これに関しましては、ほとんど国からの指示のとおり動いていただけという感じがします。これが橋本市市民の皆さまがどのような教育をしてほしい、どのような福祉をしていってほしいということ、これから一人ひとりまた一団体の大きな声として橋本市行政に対して大きなうねりとなってくるのは間違いございません。それに対して、これから民主党は4年間ということをおっしゃったので、4年間の間にどういう準備をするか、そういうことを私は本当に待たないで進んでくると思っております。

その時期が来たからやろうと。そんな甘い考えでは私は絶対にこの橋本市という独自性のあるまちをつくれないうと思っておりますので、その辺はよろしくお願ひいたします。

まちのほうも非常に冷えてきております。税金問題もしかり、やはり出ることを皆さんは極力嫌っております。その中で市民税が上がったり、いろんな税が上がったり、不平不満がある。私は、やはり橋本市の活性は、市

民の皆さまが、あ、橋本市って良くなっている、自分たちも頑張っって一生懸命自分のためにまたこのまちのために頑張ろうというそういう気持ちを持つような、私は行政運営をやっていたきたいということで、今回の質問に移りたいと思います。

衆議院選挙が終わり、結果は民主党の圧勝でした。与党となった民主党は、選挙公約の中で地方分権を実施すると掲げていました。

そこで、当市の地方分権に対する対応についてお聞きをいたします。

1、地方分権に対して、当市の準備としてどのような行政改革を行うのか。

2、何年先をめどに考えているのか。

3、委員会なる組織を立ち上げるのか。

2番。土地、建物の固定資産税について。

1、建物で新築、中古物件に対しての査定はどのように行われるのか。

2、同じような建物でも使われている材質が違えばどのような査定になるのか。

3、同じ材質、物でも購入価格が違えば査定も変わるのか。

4、査定するとき、納品書、領収書などの提示をすれば査定の判断材料になるのか。

5、査定の判断は、建築に詳しい専門家がを行うのか。

6、価格が著しく下がる環境の土地については、査定の仕方が変わるのか。

7、査定について異議申し立てがあるときは、どのような対応をすればいいのか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）10番 平林議員の質問にお答えをいたします。

民主党のマニフェストでの地方分権は、地域主権を確立するとしており、具体的には新たに設立する、仮称であります、行政刷

新会議ですべての事務事業を整理し、基礎的自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲、国と地方の協議の場を法律に基づいて設置し、事業別補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金としての交付などとなっております。

本市といたしましても、この機会を好機ととらえ、権限移譲される事務を本市のまちづくりに最大限活用するとともに、自由に使える一括交付金により、地方に応じた無理、無駄のない費用対効果を十分に考慮した交付金事業を実施していくことで、財源の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、地方分権に対しての行政改革については、引き続き簡素で効率的な行政システムを構築するとともに、大幅な権限と財源移譲に対応するために、組織機構の見直しを進めながら、職員定数の適性化、指定管理者制度の活用や民間委託を推進し、スリムで持続可能な行政組織となるよう努力してまいりたいと思います。

また、何年先を目途に考えているのか、委員会なる組織を立ち上げるかのおただしにつきましては、国の動向を見ながら、さらに深めて定めなければと考えておまして、効率的かつ円滑な行政運営を図るための行政管理委員会や、必要に応じて市の内部で検討委員会を設置するなど、地方分権に対する積極的な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

なお、残余の件につきましては、担当参与よりお答えいたします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）それでは次に、土地、建物の固定資産税についてお答えを申し上げます。

まず、家屋の評価にあたっては、総務省から示されている固定資産評価基準に従い、再建築価格という理論上の建築価格を算出する方法を採用しております。

ここで、再建築価格というのは、評価の対象となった家屋と同一の家屋を評価の時点において、その場所に再度新築した場合に必要なとされる建築費を基礎として評価額を求める方法でございます。

そこで、第1点目の建物の新築、中古物件に対しての査定はどのように行われるのかとの質問であります。新築家屋の場合は、この再建築価格に1年分の経年減点補正率等を乗じて評価額とします。

また、中古物件の場合は、前の基準年度の再建築価格に物価の上昇、下落率とそれぞれの家屋の年数に応じた経年減点補正率等を乗じて3年に一度の評価基準年度ごとに計算します。

つまり、新築家屋でも中古物件でも評価方法は同じということになります。

次に、2点目の同じような建物でも使われている材質が違えばどのような査定になるのかのご質問にお答えいたします。

材質の査定については、家屋の主体構造・基礎・屋根・外装・内装・建築設備ごとに固定資産評価基準に記載されている材質、その単価表で単価と数量を計算し、その総計を家屋の評価といたします。

3点目の同じ材質、物でも購入価格が違えば査定も変わるのかとおたじですが、同程度、同品質の材質であれば、購入価格にかかわらず、同じ単価表を使用いたします。

4点目の、査定するとき、納品書、領収書などの提示をすれば査定の判断材料になるのかとのことですが、材質については領収書等は査定の判断材料とはせず、現地調査及び建築図面等に基づいて判定を行っていま

す。

5点目の家屋の評価、つまり固定資産の評価の決定については市長が行うわけですが、地方税法第404条第2項により、市長が市議会の同意を得て選任される固定資産評価員がその価格の決定を補助することとなっております。

しかしながら、固定資産の状況は千差万別であり膨大な件数を処理するために、税務職員の中から地方税法第405条の規定により、市長が任命した固定資産評価補助員が現地に出向いて調査をし、評価を行っています。

次に、土地の評価についてお答えをいたします。

土地の評価は、地方税法第388条第1項の規定に基づき、総務大臣の告示する固定資産評価基準により評価を行っています。

土地の評価については、地目により評価方法が異なりますが、ここでは宅地の評価について御説明いたします。

橋本市内の宅地については、議員ご承知のとおり、市街地宅地評価法（路線化方式）により評価を行っていますが、個々の宅地については、沿接する路線価格に形状等の土地の特徴により各種補正を加味し評価額を算出いたします。

また、土地の下落傾向を反映する手段として毎年7月1日時点で標準宅地の鑑定評価を行い、基準日時点より価格に下落が認められる場合には、翌年の評価額に下落を反映しているところです。

そこで、6点目のおたじの、価格が著しく下がる環境の土地については、先に述べた各種補正項目に該当すると考えます。

本市の適用している補正項目には、固定資産評価基準に定められている補正項目と、市町村長が定める所要の補正があり、適用に際しては、課税の均衡と他市町村の補正適用状況を参考に適用の可否を判断いたしております。

す。

最後に、7点目の異議申し立てがあるときの対応についてであります。固定資産税について疑問等がある場合には、まず税務課にお問い合わせをいただき、課税内容等についてご理解いただけるよう対応させていただいており、万一課税内容等に誤りあることが判明した場合には、速やかに更正等の対応をさせていただきます。

しかしながら、税務課職員による課税説明においてご理解いただけない場合で、課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、基準年度において台帳登録の告示の日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間において、文書をもって固定資産税評価審査委員会への審査申し出、また課税処分、価格以外の一定の台帳登録事項に不服のある場合においては、納税通知書の送付を受けた日の翌日から起算して60日以内に市町村長に不服申し立てができることとなっています。

しかし、税務課といたしましては、課税内容等に疑問のある納税者の皆さまに対しましては、ご納得いただけるよう今後とも誠心誠意対処していきたいと考えますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君、再質問はありますか。

10番 平林君。

○10番（平林崇行君）それでは、通告順に1番のほうからいきたいと思います。

市長の説明で、いろんな中でせつかく交付金で来て、それがどういうふうにしていくかという中で一番気になるのは、やはり国の動向を見ながらという言葉が一つ入っていたんですけれども、国は与党の民主党は4年間で地方分権をします。それは言うているように、私たちが考えている100%の何ぼするかわかりませんが、それはわかりませんが、

やはり市として交付金をいただくにあたってでも、じゃ、福祉政策にどのくらいお金が要るんですか。教育政策にどのくらいお金を準備せなあかんのですか。道路は。市民課の部分でしたらごみとかいろんな問題がありますわね。各問題ある部署がどれだけのお金を必要とするかと。それがわからんと国、金くれるようなシステムにするのかな。7万人やったら7万人の市民に対して。ばらまきみたいに1人年間10万円渡します、100万円渡しますってそんな僕はないと思います。それじゃ政権は交代してほしいよなということになりますのでね。私、それじゃないと思います。

だから、本当に橋本市として地方分権が始まるにあたって、福祉の部分ではどのくらいこれを請求するんやと。橋本市では福祉にこれくらいお金が要ると。教育としてはこれくらい要る。だから、総額、橋本市では例えば100億円をいただきたいというそういう部分での、私は請求をしていかんことには。前の6月の議会の冒頭にも言いましたけど、東京に行ったときの、皆さんも行きました研修に行ったとき。まだまだ認識の薄い地方ですと、ばかなことを書かれてあったと。そんなことばかり言ったら本当にそのとおりになりますよ。地方分権に対して認識が薄いと。

だから、本当に私は、橋本としてどれだけのお金が必要なのかということを議論できるんですかと。じゃ、国のところで来年度から予算をつけますよと。分権します。福祉の分野と教育は先にやりますとぼんと来たときに、じゃ何ぼというのを請求できるんですか。国に。これだけのお金くださいと。私はそこを危惧しとんですよ。

だから、1番のどういうふうにかは準備してお金がどれくらいかかるか。大阪に近いからもっと子育てに力を入れて市民の家族で移ってきてくれる、教育も熱心や、食も安全

や、本当に市長のおっしゃられる安心安全なまちづくりをやっている橋本市やから、皆さん、大阪の人、こっちへ引っ越してきてよ、住宅もあるで。そういう中であつたら、やっぱり教育とか福祉というのはものすごく大事になってくるんですよ。

だから、その辺のこともやらんと、私は国の動向なんか見る必要ないんですよ。国のほうなんて顔色うかがわなあかん。私たちは橋本市民であり、和歌山県民であり、日本国民なんですよ。だから、主義主張はしっかり言うたらいいんですよ。

だから、その代表として橋本市がやっぱり上に対して物を言うていく。市長もその決断でやはり与党の議員には頑張っているんなことを言うていくと、この議会でも答弁していました。私はそのとおりにやと思います。それは、当然議員もみんな後押しすると思います。

ですから、1番に関しましては全然見えてこない。今言うたことに対してどのような行政改革を行う、準備として。この辺が全然見えていないんです。

私は、一番の行政改革は、皆さんが通常皆さんが早くはじき出せるようなそういう意識を持ってもらうのが、意識改革ですわ。いつでも私が言うている。行政なんて意識改革ですわ。意識を持っていただけるかということなんですけども、これちょっと大きいですけども、ちょっと答えていただけますかね。

○議長（中西峰雄君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）平林議員の再質問にお答えをしたいと思います。

そういう数値というものは、だんだんと熟させながら積み上げておるのが事実であります。橋本市の将来像を想定しながらですね。

特に、私としては可能な限りやはり先行し先取りしていくという前向きな考え方を常に

持っておるわけですが、私の答弁申し上げたように、国家戦略局であるとか、あるいは行政刷新会議だとかいうものが今熟させて、そしてそこでいろいろ今後の対応が明らかに順次なつてこようかと思うのであります。

そうした中から引き出していくようなことを、やっぱり県もあることとございますし、何でも構へんから出したらええわというものじゃないわけとございますので、やはり市長として責任ある態度と行動をとっていかなければならない。その点もひとつご理解いただきたいと思ひます。

そして、全国の市長会からの連絡が刻々と入ってきておるわけとございますけれども、地方分権の改革推進委員会での第3次勧告が9月末。そして、第4次が10月中旬。それで最終は、地方分権の推進全国大会、これは地方6団体でやるわけとございますけれども、これの開催は11月の18、19日ごろというか中旬ごろということの連絡が入っておるわけとございまして、それでどんどんと具体策が出てまいりますから、それに間違いなしに対応していきたいなという考えとございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）刻々と変わって云々なんですけども、今までずっと市の議員の皆さんが、一般質問なりいろいろなことで質問してきとんですよ。児童待機待ちゼロにしようやないかと、橋本市はしようやないかと。図書館の問題とか、いろいろな道の問題、いろいろなこと、要望はわかっていると思ひますよ。5カ年計画も立てたんでしょ。長計で。

それに対してどれだけの費用が必要かと、市民の声を吸い上げてどれだけのお金が必要かというのを、橋本市独自ではじき出さなだめと私言うてるんですよ。何をもち

橋本市の市としてもものを上げていくのよ。

皆さん、下からの陳情が来るときさうでしょ、各区から来るとき。ただ漠然にぼんと来るんですか。しっかりした予算をもとにこれをやっってくださいということをお願いするのと違いますの。だから、それを検討して市としては、これに対してはどれだけ補助しましょうとか、そういうことを言えるのと違いますの。具体的なものが出てきて。私は、これは国も県も市も全部一緒やと思っています。市からいうたら、区も団体も一緒なんです。

だから、県に物を言う、国に物を言うときには、橋本市はこういう政策に対してこれだけお金が要る、これに対してこれ。だから、その総合的なものに対して一括交付金で来るときは、橋本市としていただきたいのは何十億か何百億かわかりませんが、この金額だけは絶対いただきたいというのを強くアピールするのが、この橋本市行政違いますの。

そして、市長、そしてそのときに別に市長に1人、私言うているように、行く必要はない、議員もみんな応援しますよと。議員でみんなで決める、要望も全部上がってきていますやんか、今まで。何年もずっと。議会もずっとやっているんやから。行政も運営していたら、市民の要望わかりますやろ。いまだにわからんのですか。市民の要望が。橋本市の福祉をどうしたいんや。教育をどうしたいんや。建設は。道は。いろんなこと、要望上がってきているでしょ。それに対して、金額をつけていったらいいだけですやんか。それもようせんのに、本当に橋本市がよくなるんですか。

私は、そこを非常に危惧しております。先ほど皆さんにもお約束しましたので、できるだけ簡素にいきたいと思いますので、1番はこれで。

そしたら、やはり何年先をめぐるとい

とを考え、言うていましたけども、だから言うているように、相手がいてるんですよ。今回は、政権与党をとった民主党が4年言うてるんですよ。4年で地方分権を、どこまでするかわかりませんが、やると言うとなんやから、4年の間にやはりそういうなほうを考えていかなあかんのと違いますかと思うんですけども、この辺だれか答弁してください。

○議長（中西峰雄君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）地方分権といいますが、何でもかんでも地方へ丸投げというようなことではございません。全部丸投げするのであったら、国の組織としたら財務省だけで組織としたらいいんです。地方へお金をばらまいたらいいだけです。

結局はそういうわけではないので、いろいろある業務の中で一部を権限を地方へ移譲していこうというのが地方分権だと思います。それに伴って予算も地方へ配付していこうというのが考え方だと思っております。

したがって、それだけの金額を出せるのかというお話もあるんですけども、すべての丸投げでという話だったらそれは出せるかもわかりません。積み上げていけば出せると思うんですけど、今の段階でどのものが地方分権として地方のほうへ権限移譲されるかということもまだ明確にされていない中で、その額を積み上げていくというのは困難かと思えます。ご理解をお願いします。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）人の話聞いとるか。

おれ、100%来るとか言うてないやろ。何%来るかわからへんけどもという話してるんや。前提に。そんなんわかってるよ。

だから、何%くれるんやというたときに、橋本市は100億円ですと、そのときに50%はくれませんでした、50億円という金がすぐ出るでしょと。橋本市は何ぼ欲しいんですかと

言われたときに、道やったら道に何ぼ欲しいんですかと言われたときに、いや、橋本市、まあ1億円、2億円は足りるかなと。あ、ほんなもう50%やったら1億円でしたら5,000万円ですなと。それで納得できるんですかと。そこから市が国から言われた、国からただ言われるだけの奴隷なんですかと。前から言うているけども。やはり、橋本市の主張しているかと思ったら数字に対する根拠がなかったらだめなんです。

さっきから言うているように、市は何ぼ要るんやと。市民であり、県民である国民を守るためにこんくらい要るんやから、その何%か来るんやったら、こんくらいだけは覚悟してくれということをお願いする資料をつくつとかなだめでしょと。

それで、課長言うように、まだわかりませんよ。だから、結構です。答弁は。結構です。そんなのわかりませんが、そういうことはこれから何べんもやっていかなあかんと思いますので、今回はちょっと探りで、いっぺん皆さんの気持ちを聞いておきましたので、答弁しても残りますので、もう結構です。

それで、次の3番に移りたいと思います。

だから、今私が言うたように、わからない状態でも準備はしておかなあかんのですよ。相手が何を持ってくるかわからん。その場合は、僕よう言うんですけど、一つの言葉をしゃべるときには、十の懐を持つとかなあかん。準備をしときなさい。私は、そういつで言うんですけども。1のことで答えを持ってなかって、2番目のこと言われたら、次の引き出しなかったらそれで交渉アウトなんですよ。

ですから、最低いろんなことを考えるときにその準備というのは非常に私は必要です。準備して、1、2使えたらええとこですけども。十分それでも効果あります。ほとんどは無駄になります。

野球選手でもどんなスポーツでもそうです。何百回、何万回を素振りして、当たるのは1回ぐらいですからね。練習をして。やっぱり準備がいかに練習が積み重ねが必要かという段階の中で、やはり皆さん、私先ほど意識改革するためにも、地方分権の推進するときに、橋本市はどれだけお金が必要なんやとすると、やはりちゃんとした検証的な委員会を立ち上げるべきやと思うています。これからね。

別に、委員会付託でも結構ですけども。どこか扱うかわかりませんが、私はそういうことも考えていった中で、組織的なものを立ち上げて、これから来るであろう地方分権、またそれに対して対応ができるように、皆さんで考えるように、みんなで考えるようにですよ。市の職員の方すべてですよ。が考えるように皆さんの給料も入ってきとんやから、その中にある程度。

だから、それも考えるようなことをするのかもしれないのか。

○議長（中西峰雄君）この際答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。平林君の再質問に対する答弁を求めます。企画部長。

○企画部長（吉田長司君）橋本市の現在の、きのうも言いましたけど予算編成の考え方がありました。そういうことで、今まで国の通達すべてに対して受けた中で予算執行しているわけじゃなしに、主体的に市のほうで内部検討しまして、政策調整会議というようなサイクル中で決めていって、議会に諮っていくというような形でしております。

そういうことで、今回民主党政権になりましたら、何が変わっていくかといいますと、いわゆる民主党の言うところのひも付き補助金廃止をしまして、一括交付分でおろしますよということの中で、その一括交付金がどのような形になっていくかというのがちょっとわからないところがございます。

といいますのは、配分の方法の国の考えだとか、予算要望していけばくれるのかということも含めまして、それから使い道、市税とかの単独費と交付金の使い分けの問題とか、その辺は見極めていきたいなと考えてございますけれども、今後も長期総合計画に基づきまして、実施計画の中で不要、必要な優先順位をつけまして、予算編成に向けていきたいと考えてございます。その中で、必要なものについては要望できるものは要望していきたいと考えてございます。

それで、期間につきましては、現在実施計画というのは3年でございますけれども、これが4年が必要でしたら、さきの4年まで含めました実施計画の提出を求め、検討していくような形で考えていきたいと考えてございます。

それでも及ばない場合は、庁内のプロジェクトチーム、委員会を立ち上げて制度改正、制度というか内容の検討もプロセスの改正も含めて、検討していきたいと考えてございます。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）今、企画部長のご答弁をいただきまして、旧態依然として行政運営は何も変わらない。上からものが落ちてくるのを待つ。そういう答弁にしか私は聞こえませんでした。非常に悲しいです。世の中動いているんです。一発の選挙で国が動く、変わるんです。

ですから、私は何をせなあかんか、まず準備

なんです。いつ何が起ころうと橋本市として主張することはするんであると。この地方分権にしても、今回民主党が政権をとってから新たに出てきた問題ではないんですよ。もう私知っとるだけでも、もう10年前から言っているのと違うかな。三位一体とかあいうことを言うて。一部3兆円ぐらいか、地方に、3兆円か1兆円かちょっとその金額、忘れましたけども、地方に税源移譲されたの途中にありましたけども、形だけね。本当の地方分権というのは、本当にいつかなというのに関して、今回大きな変革があったときに行政がやはりそれについていくような対応が、私必要やと思います。

議会もそうなんですよ。ですから、なんべんも言いますけど、東京で6月かな、聞いたときに認識が薄いというてばかにされて、議会もしっかりせなあかん。そのとおりなんです。議会の重要性がこれからものすごい出るんです。

ですから、もう少し私たちの言うことも聞いて、そして市民の皆さんが本当に何を求めてどういうことをしたいのか、それに合わせて予算というものが絶対必要になってきます。だから、無駄な予算も切らなあきません。先ほど言うように、スリムな行政という形で職員の数も減らすという部分も1回目の答弁で答えていただきましたけども、じゃ本当にスリムを旨をするのであれば、市長の考えている職員の削減が当たっているのか。それは皆さん、議員が個人いろいろあります。私は、500人までやと思うていますけどもね。

そういうのも含めてやっぱりいろんな形で皆さんが思っていることを集約しながら意見を聞いて、時代の流れを読んで、何が起こっても橋本市としてしっかりと県、国に言える数値、総枠でいいんです。絶対市長は総枠を持つとかなあきませんから。総枠で物をはっ



きり言うて、細かいことはあとはこっちで皆さんがやっていただくということを、今のところこの答弁に関しては、答えにくいと思いますので、まだもう少し4年ということがありますけれども、しかし計画的には私は今年中にいろんな計画を立てて、地方分権に向かってばたばたせんでもええように橋本市のスタンスというものをどれだけの器の橋本市をつくるのかということをしかり皆さんが考えていただいて、そして私たちの少しの知恵も入れていただければありがたいかなと思いますので。

一つ目の質問はこれぐらいで終わっときます。よろしく願いいたします。

続きまして、土地、建物の固定資産税についてという形の中で、先ほど総務部長のご説明の中にもありました。確かに、この分でも難しいというか、一定の決め事がある中からどうするかということでの説明でしたけれど、もうそれは重々に承知しています。

やはり、承知できないのはやっぱり市民の皆さんなんです。単純な質問なんです。

だから、それに対して今回私は市民の皆さんにいつも聞かれる、なぜこない高いのか。納得できやんという部分の中での質問ですので、もう少し具体的にお話ししますので、ご答弁よろしく願いいたします。

1番は、新築、中古物件、これに関してはご説明のとおり聞かせていただきましたので、これは結構でございます。

2番目の同じような建物でも、使われている材質が違えばどのような査定になるのか。例えば、表で見えるかわら1枚でもそうですね。かわらでも一応ああいう土のかわらもあれば、いろいろあります。土のかわらでもやっぱり淡路がわらとかそういうのでしたら、1枚でも何千円も違うかわらがあります。同じような格好しとってでも。

ですから、その辺のことも差額の算定に入るのか。柱でもそうです。柱でも、今修正剤を使うたり、無垢物を使うたり、そして各寸、4寸、3寸はほとんど変わらないですけど、節があったりとか、いろんな部分での評価が変わるんですよ。

その辺のことも含めて固定資産評価がどのような部分でどこまでぐらいはこれでしたらという上がりますよと。同じような格好のかわらでもこれでしたら上がりますよという基準がどこかにあるのか。それとも、もうぱつと見て、普通の木造建築のかわら、薄い建て売り住宅のかわら、もうそれは何段階かぐらいに分かれて、それはあまり評価的には大きく差はないのか。ちょっとその辺のことをもう少し詳しくお願いします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ご答弁させていただきます。

まず、木造建物の評価につきましては、うちの税務課の職員が2名1組で調査をさせていただいております。

ご質問の例えば建物の屋根がわら、それから柱ということでございますけれども、これにつきましては統一された木造家屋再建築費評点基準表なるものがございまして、この基準表をもとに専用住宅であればということで、ちなみに一例を申し上げますと、屋根がわらでございますけれども、これにつきましても標準評点数というのがございまして、かわらでございますと、議員ご指摘のとおり上・中・並という3区分、3分類されておまして、上・中・並ということでそれぞれ標準評点数が異なっております。

それから、一例でございますけれども、柱でございますと、15cm角、それから13.5cm角、12cm角と、細かく細分化されておまして、例えば15cm角ですと、上・並という分類、そ

れから13.5cm角でございますと、上・中・並  
というような分類でされておまして、これ  
に基づいて評点数を計算させていただいてお  
るとそういう状況でございます。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）2段階、3段階に分か  
れているということなんですけども、そこで  
3番、4番も同時にいきたいと思うんですけ  
ど、同じ材質、物でも評価額が違えば査定も  
変わるのかということ、そのときの納品書、  
領収書などの提示をすれば査定の判断材料に  
なるのかということなんですけれども、例え  
ばさっき今おっしゃったように、柱の寸で、  
4寸、3寸角とかあったら、それで変わると  
思うのね。柱でも、たまたまそれは古い家の  
柱を持ってきたいんやとか、例えばうちの山  
であった木を切り出してきて柱に使ったんだ  
と。それに対する費用は発生しますけれども、  
それらのときに本当に安く購入してあると。  
いかかわらでもたまたま向こうが在庫があっ  
たから、普通やったら単純に言えばかわら、  
このくらいふいたら100万円かかるけども、材  
料代はもう20万円で結構ですよという、そ  
ういうのはもうよくあることなんですよ。

そういうのも含めてこの建物固定資産は、  
使う材質に対してのかかる固定資産なんか、  
それにかかったある程度費用に対してもある  
程度要るのか。

よく機器でも、3番の同じ材質、物でも購  
入価格。例えば、エアコンとかあんなのでも  
私らようやるんやけどつけとったら、それ  
でも入る場合があるんですよ。そしたら、エ  
アコン一つでもそうなんですけども、7万円、8  
万円のものから20万円、30万円のものまで  
あるんですよ。購入価格が。やっぱり、そう  
いうものもやはりつけてても、これ市民の皆  
さんによく言われるんですよ。高いものをつ  
けとったら、その分税金上がるのかと言われる

から、その辺のところの説明をちょっとお願  
いします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）先ほどもご答弁さ  
せていただいたわけでございますけれども、  
まずは購入価格にかかわらず統一された単価  
表で査定させていただいております。

ですから、その部分については個人が建築  
される場合、できるだけ材料と調達を安くし  
ていただければそれだけ安く建築建物が出来  
上がるということも言えるかと思えます。

それから、領収書等あればという話なんで  
すけれども、査定の判断材料とはしてござい  
ません。あくまでも現地建物調査を行わせて  
いただき、建築図面等を見せていただいで  
積算判定とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）現地を見させていただ  
いて。現地を見てね。そこで柱の寸法とか当  
然壁の仕上がりとか見るのか、普通の土壁と  
合板とかボードとかそんなのも見るんでしょ  
うけども、じゃおっしゃるように、市民の人  
がよく言われるのは、何や査定の方法がわか  
らんと。先ほど言うたように高価な物を使え  
ば、高価な物といって普通の皆さんから言え  
ば高い、要するにお金がかかるものを使えば、  
税金が上がるという部分が非常に危惧してい  
るんですよ。そういう方がほとんどなので。  
そののところをもう少し固定資産の方が行っ  
て、調停会員さんですかね。行ってやるので、  
どこをポイントに一番見るか。だから、もう  
今まで説明を受けました柱のどうのこうのの  
ほかに、何かここはポイントですよというよ  
うなのが あったら、やっぱり市民の人にちょ  
っと説明的なものができるんですけども、も  
しちょっとポイントがないといたら、項目  
としてどういう項目を、柱、かわら、壁云々

の中でずっと見ていくのか、それをちょっとわかる範囲で結構ですので教えてもらえますか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、ポイントというのはございません。ですから、この部分を見て即この建物を評価するというはしてございません。

手元にこの評点基準表なるものを持っているわけでございますけれども、各税務課の職員につきましてはこの基準表をもとに。ですから、ちなみにちょっとお時間をいただくのであれば、屋根でありますと、陸屋根なのかということシート防水なのか、FRP防水なのか。それから、かわら。その化粧スレートになっておるのか、屋根でも金属板なのか。それから、例えば基礎でございますと、べた基礎になっておるのか、また基礎の地上高がどれぐらいなのか。それから、例えば外壁でございますと、専門用語、サイディングというんですかね。それからモルタル色吹きつけとか、板張りとかタイル、スレートボード、合成樹脂板等としっくりですね。それから、先ほどの柱でございますと、角寸、そういった多数にわたる評点項目がございまして、これをすべてを一つの建物で評価させていただいております。

それをトータルしまして、あとは補正項目なり補正係数を掛けて最終評価額を出させていただいておると、そういう事務処理をさせていただいております。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）材質的にはある程度わかりましたので、㎡数で床面積の建築でどこか基準、ここからこれは何㎡から何㎡までは何ぼ、何㎡から何㎡、その辺の基準はありますか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）答弁ちょっとすぐできないんですが。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）その辺のことは結構です。後でまた報告をお願いいたします。

それと、6番のほうに、もう少し時間押しておりますので。価格が十分に下がる環境の土地について、土地の件なんですけども、やはりいろんな土地も固定資産の中でいろいろ価格が決まっておるんですけども、私が今回言いたいのは、例えば東南海地震とかいろんな豪雨とか今は自然環境がもう目まぐるしく変わってくる中で、もし豪雨に遭われた土地とか、ほんまに評価がぼんとだれが見てもこれはもう評価だめですよという場合の中で、市民の人が、大きな家をぱっと流されちゃったとか、そんな土地がうがって削られたとか、そういう住んでいるところで、1行政としては、そこにまだ今までの評価の課税をするのか。固定資産を土地だったら土地の分、請求するのか。

私は、少しそういうところがやっぱり現地をちゃんと調査して、この分に関しては減免ということか、それか評価を変えるということか、その辺があってしかるべきやと思うんですよ。やっぱり人が困っているときに、行政としていろんな手を差し伸べるとするのは、私はやっぱり行政の仕事であると思うので、その辺のことはどういうふうな対処になっているのか、また対応するのか、お聞かせください。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）議員ご質問の部分なんですけど、固定資産の評価基準の中では、例えば地震等、大雨等でがけ崩れが起こって一部道路からがけ地になっておるとか、その上におうちが建っておる土地があるという場合には、固定資産評価基準に定められている

項目の中には、がけ地補正というものがございまして、そういった状況が変わった段階で補正項目に該当する場合は補正をさせていただいておるといふ事務処理をさせていただいております。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）それはがけ地だけなんですかね。普通の平たいところでもやっぱりいろんな形で家が粉碎するんじゃないけれどもなる場合もありますし、そしてあとやっぱり危険地域にいろんな形の中で、県が今指定もされてくるでしょう。その中で、評価が著しくやっぱり下がりますわね。県でものを建てるとか云々の中で。そんな場合でも、見直し等は図られるのか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）議員ご質問の件は、急傾斜地崩壊危険地域のことかとお察しするわけでございますけれども、県において指定されております急傾斜地崩壊危険地域ということなんですが、これにつきましてはご質問通告いただきまして、和歌山県下の状況を調べさせていただいたわけですが、県下的にはこの補正は実施しておりません。

ただ、合併前の旧下津町地域におきましては一部実施しておるといふ連絡も入ったんですが、海南市全体では実施しておりません。

これをするにつけてはやはり、ちょっと私も不勉強なんですけれども、土地1筆地番ごとの指定にはならずして、ある程度半径何km以内の土地ということになってまいりますので、その土地の特定が非常に難しいというような状況もございまして、県下では旧の下津町を除いて今のところなされておらないという状況でございます。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）わかりました。

それでは、最後の7番目の査定について異

議申し立てがあるときということなんですが、役所のほうで受けていただけるというんですが、今までにこういう申し立てはあって、それでいろんなことが早う言うたら査定が変わったことがあるのか。

というのは、多分皆さん、役所までは行かないんですけども、窓口までは。かなりいろんなことは言われるんですよ。どうなんやろなという相談は、本当に私、そういう少しばかり建築関係の仕事をしていますので、そういう家を建てたり、改修したり云々の中でやっぱり言われます。

ですから、その辺のことにちゃんと答えるべきやと私も思っていますのでね。やっぱりこういうことが今まで行政の好きな前例があったのか。そして、あったのであればどういふ対応をしたのか。その辺のところを少しご説明お願いできますか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、課税通知書、納付書をお送りさせていただきましたら、市民の方々からはこの詳細を教えてほしいと、あまりにも税が高過ぎる。安過ぎるという質問はないんですが、そういうお問い合わせをいただきまして、まずはたくさんの方が窓口へお見えになります。

その段階では、税務課職員が個々にご説明をさせていただいておりますので、ご理解をいただいておりますというケースは多々ございます。

ただ、その中でもやはりどうしても不満であると、課税に対して不満である、納得できないという方がおられる場合につきましては、固定資産のほうへ、審査委員会のほうへ不服申し立てという段階に移るわけですが、過去の私の知っている範囲では1年に1件あるかないかという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）では、その不服申し立てが通ったケースはあるんですか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ちょっと私も過去の何年も勉強していないんですが、基本的にはその不服申し立て、固定資産審査委員会の中で解決されたと、すべて解決されたと聞いております。

そこで解決されない場合ですと、当然次の段階では裁判になるわけでございますけれども、ですから当然その中では固定資産評価審査委員会の中では是正された案件もあろうかと思えます。

○議長（中西峰雄君）これをもって、10番 平林君の一般質問は終わりました。